

不適切なSNS・電子メールの使用

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や電子メールが、不祥事、特に児童・生徒に対するわいせつ行為が行われる発端となっている事例があります。

きっかけは「電話での連絡が面倒だ。この程度の連絡なら（SNSで）問題ないだろう。」「相手から返信を求められたから。」など、些細な理由が発端です。

SNS や電子メールは、何時、何処でも連絡をすることが出来て便利です。しかし、児童・生徒とのやりとりを繰り返すうちに、児童・生徒との距離をさらに縮めようと、教職員としての自らの立場を忘れ、より過激な内容やわいせつな内容など不適切な利用にエスカレートしてしまう危険性が潜んでいます。

そこで、県教育委員会では、「わいせつ行為等 行動指針」により、SNS や電子メールを使った児童・生徒との私的な連絡を禁止しています。

1 不祥事の事例

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

事例1 教員 A は、放課後に勉強を教えていた生徒 B と、勉強や友人関係の悩みを聞くためメッセージのやりとりを容易に行いたいと考え、生徒 B から SNS の ID を聞き出し、手に入れた。

その後、休日や夜間にも頻繁に SNS を通じて連絡を取り合う中で、ある日、教員 A は生徒 B を元気づけるためにインターネットから面白い画像を見つけて送信した。

教員 A はその時の生徒 B の反応が喜んでいるものと思い込み、不適切な事をしている認識はなかった。

そこで、教員 A はさらに生徒 B を喜ばせようと考え、不適切なメッセージや性的な画像を送り始めた。

エスカレートしていく教員 A とのやりとりに悩んだ生徒 B が別の教員 C に相談し発覚。生徒 B は精神的に追い詰められ、精神科を受診するような状態となってしまった。

事例2 教員 D は地域の行事で偶然出会った自校生徒 E から SNS のアカウントを教えてほしいと言われ、自身の SNS のアカウントを教えた。

その後、SNS で連絡を取り合ううちに一緒に旅行やデートに出かけるような関係になった。また、出かけた際には、車内等で教員 D は生徒 E に対してわいせつな行為を繰り返し行った。

ある日、同様に車内でわいせつな行為を行っていたところを警察官に見つかり、教員 D は埼玉県青少年健全育成条例違反の疑いで取り調べを受けることとなった。

2 SNSや電子メールを使った児童・生徒との私的な連絡の禁止について

（なぜ児童・生徒との私的な連絡を禁止しているのですか）

SNS や電子メールの利用が発端になり、児童・生徒に対するわいせつ行為につながる不祥事が多く起きています。教職員の使命は、児童・生徒の成長を支え後押しすることであって、私的な連絡を行い親密になることではないのです。

なお、児童生徒性暴力防止法における「児童・生徒等」には自校の児童・生徒に限らず、学校に在籍する幼児、児童又は生徒、それ以外の18歳未満の者も含まれます。

（より効率的に連絡を行うには、SNS や電子メールを活用した方がよいのでは）

職務遂行上、必要となる場合には、教育委員会や学校で定めたルールに従い、事前に管理職の許可を得る必要があります。

【参考】H26.12.22 教県第 1004 号「教職員の不祥事防止について（通知）」 本テキスト P86 参照

3 SNSの現状と利用の注意点

インターネット利用者に占める SNS を利用している個人の割合は全体で8割に達し、うち6歳から12歳では約4割、13歳から19歳では約9割となっています。

また、利用目的については「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が最も高くなっています。(総務省令和4年通信利用動向調査)

SNSはコミュニケーションツールとしての利便性がある一方、安易な書き込みがトラブルに発展したり、プライバシー情報の書き込みや不適切な写真掲載、誤解を生じるようなメッセージの掲載など様々な危険性も併せ持っています。

児童・生徒との不適切なやり取りだけでなく、こうした危険性に関連した教職員個人の不適切な SNS の利用(児童・生徒との私的な連絡ではない)が、懲戒処分に至った事例もあり、注意が必要です。

SNS 利用の注意点 (国民のためのサイバーセキュリティサイト (総務省) から抜粋)

- ・偽アカウント、架空アカウントの作成・・・不正リンクへの投稿
- ・プライバシー情報の書き込み・・・引用による情報拡散
- ・SNSへの写真掲載による意図しない情報の流出・・・位置情報による場所の特定

4 考えてみよう

- ① 児童・生徒や保護者への連絡方法について、職場のルールはどのようになっていますか。
- ② 教職員の連絡先の取扱いについて、職場のルールはどのようになっていますか。
- ③ 県教育委員会の「わいせつ行為等 行動指針」が職場内で共有されていますか。
- ④ 以下の項目について、自身の考えや言動を振り返ってみましょう。
 - 児童・生徒との連絡はどのように行っていますか。
 - 自分のスマートフォン等に児童・生徒の連絡先が登録されていませんか。
 - 自分のスマートフォン等で児童・生徒を撮影していませんか。
 - 児童・生徒に自分の SNS のアカウントや ID を教えていませんか。
 - 児童・生徒の方から SNS 等で連絡があった場合、どのように対応しますか。
 - 自身の SNS に学校での出来事などを、個人が特定できる形で投稿していませんか。
 - 個人が特定できるような書き込みなど、不適切な SNS の利用をしていませんか。
 - 職員同士のグループチャットで児童・生徒の個人情報を送信していませんか。

5 問われる責任

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 行政上の責任・・・懲戒処分(免職又は停職) | (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等 |
| (3) 民事上の責任・・・損害賠償等 | (4) 社会的な責任・・・報道等 |

【参考】(SNSによる性的言動については懲戒処分の基準4(2)ア(オ)、若しくはイに該当)

懲戒処分の基準 第2 4(2)児童生徒性暴力等

ア 教育職員等(教育職員(教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。)並びに学校の校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。)が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する次の行為を行った場合はいずれも免職とする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事((ア)から(エ)までに掲げるものを除く。)

イ ア以外で、教育職員等が児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。

ウ～オ (略)